

## 伊豆山開発への対応について

## 1 概要

- 伊豆山宇赤井谷で開発行為（第二期）を行っている[ ]が、発生した残土を開発許可区域外（逢初川流域）に盛土した。
- 残土処理のため堰堤施工に着手
- 平成19年4月24日[ ]の[ ]氏から伊豆山港内が汚濁しているとの連絡あり。（市によれば堰堤工事で沢を荒らしたことが原因）
- これに対して東部農林は平成19年5月31日付けで森林法に基づき行政指導を行った。
- [ ]はこの盛土を一時仮置きと称して、風致・土採取許可を受けている2箇所に移動するといっている。
- 風致許可時の堰堤の構造に問題があると考えられる。現在構造を見直し中であり、市に対し県と協議するよう伝えてある。

## 2 経緯

- H18.9.1 [ ]氏他3名来市。赤井谷35万坪取得を検討中とのこと
- H18.9.26 市が土地対策室と対応協議
- H18.10.2 風致地区内行為許可申請①（上流側9446m<sup>2</sup>；土地の形質の変更、木竹の伐採）
- H18.10.2 赤井谷35万坪の埋土（残土処分）計画が判明
- H18.10.18 第二期開発行為許可（49,850m<sup>2</sup>）
- H18.11.21 [ ]氏・[ ]氏、熱海土木と協議(?)
- H18.11.9 土の盛こぼし発見
- H18.11.29 [ ]氏県庁（課は不明）と協議(?)
- H18.11.30 市が土地対策室に経緯を説明
- H18.12.8 [ ]氏県庁（課は不明）と協議(?)
- H19.1.24 [ ]氏県庁（課は不明）と協議(?)
- H19.1.25 [ ]氏、熱海土木と協議(?)
- H19.1.30 [ ]氏他8名来市。残土処分及び道路築造予定を協議
- H19.2.6 [ ]氏県庁（課は不明）と協議(?)
- H18.3.9 土採取条例の届出①
- H19.3.15 土採取条例の届出② → 計画変更のため保留中
- H19.3.21 風致地区内行為許可申請②（下流側9297m<sup>2</sup>；土地の形質の変更、木竹の伐採）
- H19.4.9 土採取①の受理
- H19.4.11 風致③の堆積土は堰堤築造後に盛土に使用すると約束（現状から撤去）
- H19.4.12 風致①②の許可
- H19.4.12 [ ]氏に堰堤の状況聴取（底部を施工中とのこと）
- H19.4.18 風致③の堆積土の一部は鎌倉市から搬入したとのこと
- H19.4.23 逢初川に土砂流出。市職員現地確認
- H19.4.23 [ ]氏、[ ]氏と泥水対策を検討
- H19.4.24 [ ]の[ ]氏から伊豆山港内が汚濁しているとの連絡が土木事務所にあり、現場調査
- H19.4.25 逢初川に土砂流出。市職員現地確認
- H19.4.25 [ ]氏現地確認

- ・ H19. 5. 2 〇〇氏・〇〇氏、東部農林事務所と協議(?)
- ・ H19. 5. 11 風致地区内行為許可申請③ (1期開発隣接地 5065m<sup>2</sup>: 土砂の堆積)
- ・ H19. 5. 25 逢初川やや濁る。市職員現地調査
- ・ H19. 5. 31 東部農林事務所 工事の停止と復旧計画書の提出を指示
  - ・ 森林法 10 条の 2 に抵触する恐れがあるため、作業の停止と土砂流出防止等災害を防ぐための復旧計画書を H19. 6. 25 までに提出させる通知を出した。
- ・ H19. 6. 4 風致③の許可
- ・ H19. 6. 5 東部農林事務所 現地調査、防災措置を指示
  - ・ 東部農林が〇〇(〇〇ほか 1 名)と現地で立会い、現在行っている堰堤の築造、シガラの設置等の防災措置を行うよう指示した。
- ・ H19. 6. 7 熱海土木都市計画課と熱海市建築住宅課とで土地対策室と協議
  - ・ 県が業者を呼んで協議をもってどうか。
  - ・ 堰堤の構造等の協議、及び、開発のためには河川改修が必要であることを伝える。
- ・ H19. 6. 7 上記協議結果を所長に報告
  - ・ 開発行為許可の条件(河川流下能力)については、許可権者である市がいうべきこと。
  - ・ 堰堤構造等については、市が県に協議すべきこと
- ・ H19. 6. 7 上記について、市建築住宅課〇〇に依頼
- ・ H19. 6. 8 市〇〇に堰堤構造等について河川管理者である県と協議すること、また、業者への指示は文書に残すことを依頼
- ・ H19. 6. 19 〇〇氏外 1 名、熱海土木事務所に来所
- ・ H19. 6. 20 市建築住宅課〇〇に堰堤の構造検討状況について聞き取り
  - 構造を見直すといっているが、いまのところアクションなし
- ・ H19. 7. 11 熱海市〇〇より、〇〇から汚濁の連絡があり確認したところ、港には入っていないが周辺に泥水が認められた。〇〇下請け現場監督の〇〇氏に〇〇に説明するように指示したとのこと
- ・ H19. 7. 13 東部農林と熱海市が合同現地調査
- ・ H19. 7. 24 熱海土木と調圧槽について協議
- ・ H19. 9. 7 〇〇より台風雨について異常なしと報告を受ける。
- ・ H19. 9. 11 〇〇、〇〇、熱海市が協議(泥水の件、物別れ)
- ・ H19. 9. 21 調圧槽に向け通路計画を聞く。東部農林との協議を指示
- ・ H19. 10. 12 東部農林現地調査。調圧槽上部災害を確認。形質変更面積算定指示
- ・ H19. 10. 25 東部農林現地調査
  - ※ 協議(?)とは、市が〇〇氏から口頭で聞いた内容(未確認)

### 3 現状に対する対応

#### ① 森林法による行政指導(平成 19 年 5 月 31 日付)

- ・ 作業の停止と土砂流出防止措置を指示

#### ② 風致条例、土採取条例による指導

- ・ 風致条例、土採取条例により、業者を指導する市と堰堤の構造等について協議する。
- ・ 風致許可、土採取許可を取得し、その指導のもと適切に残土処理されるならば一応問題ない。
- ・ ただし、その後の開発につなげてくる可能性がある。

### 4 今後、開発行為申請があった場合の対応

#### ① 開発行為許可権者である熱海市からの指導

- ・ 下流河川逢初川の流下能力が、1 年確率降雨に対応できていないため、1/1 の雨を流せるように

河川改修をしない限り開発行為はできないことを市が指導する。(熱海市開発事業技術基準)

② 東部農林事務所からの指導

- ・ レッドデータブックの貴重種が存在する可能性があるため、調査(ミニアセス)をさせる。(調査結果を協議し、自然保護室が判断する。こちらの条件(移植等)に対応できていれば許可せざるを得ない。)

## 伊豆山開発への対応について

### 1 7 月以降の経緯

- H19.7.13 東部農林と熱海市が合同現地調査
- H19.7.24 熱海市、熱海土木で調圧槽について協議
- H19.9.7 [ ]より台風雨について異常なしと報告を受ける。
- H19.9.11 [ ]、[ ]、熱海市が協議（泥水の件）
- H19.9.21 熱海市が[ ]に調圧槽に向けた通路計画を聞く。東部農林との協議を指示
- H19.10.12 東部農林現地調査。調圧槽上部災害を確認。形質変更面積算定指示
- H19.10.25 東部農林現地調査
- H19.11.19 [ ](氏)来所。35万坪の開発の河川協議について相談。  
同日、市が[ ]氏から聞いた話では、「小田原の方の工事残土を伊豆山の自社地に処分するための残土処分場（1ha未滿）を考えている、開発計画はない」とのこと。
- H19.11.21 [ ](氏)来所。「逢初川が1/1ないが、どうすれば開発できるのか。8haの開発を考えている。河川を改修する用意がある、どのように改修すればよいか教えてもらいたい。」
- H19.11.27 熱海市（建築住宅課・[ ]・[ ]）と熱海土木（技監・用地管理課・工事課・都市計画課）で協議
- H19.11.28 [ ](氏)土地対策室を訪問。「河川整備に対する県の責任、現況でも災害は発生していない等言いたい気持ちはあるが、これについてゴネるつもりはないので、河川整備のやり方を示してほしい。」
- H19.12.14 [ ](氏)他)来所。用地管理課、工事課、都市計画課と協議
- H19.12.27 [ ]が「調整池の容量計算書」を持ってきた。(1/1放流対応の調整池計画)
- H20.1.11 [ ](氏)他)来所。「答えはまだか」「開発が認められる区域のはずだ」

### 現 状

東部農林で森林法による行政指導中

- 以下の提出を求めている。
  - ① 求積（明らかに1haを超えているが、未だ提出がない）
  - ② 復旧計画
- 応急対策については、一応OKとしている。
- 元の風致許可・土採取届どおりに現地を復旧すること。
- 指導が完了するまでは、現地に手をつけてはいけない。

[ ]の姿勢

- 河川改修は自ら行うとも言っていたが、最近の訪問（H20.1.11）では「河川の整備は県の責任」「裁判、大臣に訴える」などと言っている。

### 対 応

基本的姿勢

- 東部農林の行政指導に対して[ ]がしっかり対応して完了するまでは、新たな開発等の話にはまともには応じない。
  - 現在の違法状態を正すことが先決
  - 現状が分かる図面（東部農林が求めている）等がなければ検討もできない。

- ・ 開発しようとする者が示された条件の中で計画を示すべきものであり、県が教えてやることではない。

### 3.2 河川協議対応

- ・ 32条河川協議の対応は以下の2つが考えられる。

対象	河川改修	調整池	備考
①業者河川改修案	業者による河川改修	1/1 流量まで絞った通常の調整池	静岡県開発許可等審査基準の原則
①' 県河川改修案	県による河川改修	1/1 流量まで絞った通常の調整池	直近の [REDACTED] の主張
②調整池対応案	なし	現況流下能力まで絞った調整池	最小放流量の規定を侵す

- ・ 開発行為等の手引き（技術基準）では、「本県においては、原則として、1年確率以上の降雨強度を有効に排出できない河川等には排水使節の接続を認めないこととし、当該放流先河川等を1年確率以上に改修した場合にのみ接続を認めることとしている。」
- ・ 原則はあくまで①であるが、「原則」であり、逢初川の流下能力が非常に低く、県の河川整備責任を問う姿勢も見せており、或いは原則を曲げた①' や②を拒否できるかについて検討しておく必要があると考えられる。
- ・ ①' や②については全県に影響することであり、河川企画室に相談する等慎重な対応が必要
- ・ 河川の既存資料（現況流下能力等）の情報提供を求められたらある程度応じる必要があるのでは。

日時 平成19年6月7日(木)

場所 東館12階会議机

内容 伊豆山開発関係打合せ

土地対策室: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

熱海市建築住宅課: [REDACTED]

熱海土木都市計画課: [REDACTED] [REDACTED]

## 1 状況

(熱海市から)

- ・ 当面開発行為を行うつもりはないように見受けられる。より条件の整ったところを手がけており、問題を抱えたこの箇所に手を出す余裕がない模様
- ・ 下流流下能力が1/1ないので開発ができないことは、熱海市から業者に伝えてある。
- ・ 市としては、今回の盛こぼした土は絶対に撤去させる考え。ただ、最終的には開発を止めることはできないと考えており、しっかりしたものを造らせようという考えであるとのこと

(東部農林)

- ・ 平成19年5月31日付けで県東部農林事務所より、森林法10条の2に抵触する恐れがあるため、作業の停止と土砂流出防止等災害を防ぐための復旧計画書をH19.6.25までに提出させる通知を出した。
- ・ H19年6月5日には、東部農林が [REDACTED] [REDACTED] (ほか1名)と現地で立会い、現在行っている堰堤の築造、シガラの設置等の防災措置を行うよう指示した。
- ・ 通常は開発行為と林地開発がセットで、開発行為の技術基準で対応するが、今回のように林地開発だけだと弱い。

(業者)

- ・ [REDACTED] [REDACTED] は、熱海土木に5回行ったが答えがないといっている。
- ・ 当面、開発隣接区域(図面赤)を宅地にしたいと考えているようであるが、開発が困難であることは認識している。(河川流下能力、貴重種の調査)

## 2 対応

(土地対策室)

- ・ 今の時点では開発行為になっていないため、都市計画法ではものが言えない。
- ・ 業者を呼んで、以下の点について協議をもってはどうか(「逢初川の上流で土を動かしているようだが、事情を聞かせてもらいたい」)
  - ① 現在の風致と土採取の許可を受けている箇所の堰堤の構造等(構造的に不安がある)
  - ② 下流流下能力が1/1ないので河川を改修しなければ開発ができないことを、県から業者にはっきり伝える。
    - ・ 河川協議の同意が得られなければ、市は開発申請を拒否できる。
    - ・ ただし、それで素直に引き下がることはないと思われる。



H19. 11. 19

伊豆山開発について

- ・ H19. 11. 19 [redacted] の [redacted] 氏来所 ([redacted] 氏)
  - ・ 伊豆山 35 万坪について、逢初川の河川協議 (調整池はどれくらい設ければいいか等) について相談したいが
  - ・ 図面はまだできていない。
- (課長)
- ・ 担当は用地管理課になる。都市計画課や工事課も意見を求められることになると思うが。
  - ・ 相談するのに図面がないのでは、話しができない。
  - ・ 調整池を設けてもだめかもしれない。
- ・ [redacted] 氏は「やめた、やめた」といって帰った。

H19. 11. 19 16:30 熱海市 [redacted] より電話

- ・ [redacted] 氏が来て、土地の形質変更 (小田原の工事の残土を伊豆山の土地に処分) したい。1 ha 未満で隣地開発にもならない規模で考えているとのこと。開発計画はない。
  - ・ 明日にでも [redacted] 氏と一緒に土木事務所に行くので、協議を一緒に行い、県から直接意見を行ってもらえないか。
- [redacted]
- ・ まずは、行政同士で話をした方が良く思う。
  - ・ H19. 11. 27 9:30 打合せ
  - ・ 県は土採取法等具体的な規定上は言う権限はないが、河川管理者として安全を守る観点からものが言えるのではないか。

平成 19 年 11 月 21 日 (水) 13:30 頃

来所

対応：熱海土木都市計画課

用地管理課に 32 条協議に来たのに誰もいないということで都市計画課に来た。

逢初川が 1/1 ないが、どうすれば開発できるのか教えてもらいたい。

(都計) 原則的に、下流河川に 1/1 の流下能力がないと、開発不適地ということになり、開発するには河川の改修が必要という話しになる。

川に能力がないのは県が整備するべきではないのか。

(都計) 川は元々自然物であり、100%の状態になっているわけではない。

道路がないところを改修できないのと同じで、状況が整っていないところは開発に道さない。

河川を改修するつもりである。どのように改修すればよいか、管理者である県に教えてもらいたい。

会社で、大きく開発して県を巻き込んだ方がいいということになった。8ha くらいを考えている。

「俺のところまで話を止めておいたほうがいいよ。上の方が動いたら大変なことになるよ。」

流下能力がなくても何とかする方法を教えてもらいたいということかと思っていたところ、河川の改修をするつもりがあるので、どのように改修したら良いか教えてもらいたいといっているのだとのことであった。

11 月 19 日 (月) に熱海市から入った連絡では、小田原のほうの工事で残土が出るため伊豆山の土地に残土処理場を 1ha 未満で設けたいという話であった。

平成19年11月27日(火) 10:00~11:15

熱海土木会議室

内容 [REDACTED] 伊豆山開発について

出席者 熱海市 建築住宅課 [REDACTED]

熱海土木 [REDACTED] 技監

用地管理課 [REDACTED]

工事課 [REDACTED]

都市計画課 [REDACTED]

// [REDACTED]

### 現 状

東部農林で森林法による行政指導中

- ・ 以下の提出を求めている。
  - ① 求積 (明らかに 1ha を超えているが、未だ提出がない)
  - ② 復旧計画
- ・ 応急対策については、一応OKとしている。
- ・ 元の風致許可・土採取届どおりに現地を復旧すること。
- ・ 指導が完了するまでは、現地に手をつけてはいけない。

### 対 応

- ・ 東部農林の行政指導に対して [REDACTED] しっかり対応して完了するまでは、新たな開発等の話には応じることができない。
  - ・ 現在の違法状態を正すことが先決
  - ・ 現状が分かる図面等がなければ、テーブルにさえ載らない。
  - ・ 計画の図面等が示されなければ話ができない。
- ・ 森林法の指導を見守るしかない。(風致では指導できない。風致は1ha以上でも認めるしかなくなる。風致が許可して、森林法で行政指導しているという状態にはしたくない。)
- ・ 1ha以上の林地開発については自然保護室でミニアセスを指導しているが、[REDACTED] では一応ミニアセスを行っていて、調査期間である1年が経っているので、1ha以上の林地開発をクリアしてくるかもしれない。
  - ・ どこまでのミニアセスなのか疑問があるが、あくまで行政指導なので通ってしまうかもしれない。
  - ・ 1ha以上林地開発の条件であるミニアセスを行えば、復旧しなくても合法化する?

今後、森林法をクリアしてきたら

- ・ 開発行為を行うなら、逢初川の上流域になるので1/1改修を検討してもらう。
- ・ [REDACTED] サイドで開発計画、河川改修図面を描いてくるよう指導する。
- ・ [REDACTED] は県の河川なのだからどのように改修したら良いのか教えてもらいたいというように言っている。河川の既存資料等の情報提供を求められたら応じる必要があるのでは。

その他

- ・ 柿田川の水道が通っていることについて

→ 市は用地取得も地役権の設定もしてないが、20年以上使っているので時効取得が可能  
・ [REDACTED] は、小山の市有地と伊豆山の土地（水道用地）を交換したい。（小山と伊豆山は別の話であり、市は応じない意向）

- ・ 「8ha」とは、比較的平坦な山の部分を考えている模様
- ・ 道路だけ造って周辺に家が建ってしまうというのが一番困る。

H19.11.28 14:45頃

土地対策室 [REDACTED]からの電話 [REDACTED]受)

[REDACTED]氏が土地対策室を訪問

#### 打合せ内容

##### (土地対策室)

- ・ 県の土地利用としては、①市の国土利用計画の位置づけ、②市の土地利用の承認がほぼ確実となった段階、③河川管理者の同意がほぼ確実となった段階、これらの条件が整わなければ受け付けられない旨を伝えた。
- ・ 手続きには、平均7-8ヶ月から1年位かかる。

- ・ 92条協議はどういう風にやれば良いのか
- ・ 河川整備に対する県の責任、現況でも災害は発生していない等言いたい気持ちはあるが、これについてゴネるつもりはないので、やり方を示してほしい。
- ・ かつて、今回の開発地よりもっと奥の方で「金閣寺」(?)をつくる構想があったときには、開発する方向で話が進んだのに。
- ・ 「市の方は全てOKになっている。」
- ・ 「このあと、また、土木に行く。」

##### (コメント)

- ・ 土地利用は行政指導なので無視されればおしまい。無視されるよりは、より良いものにするよう指導をするほうが良い。
- ・ 河川管理者の同意については、開発許可基準に適合し、同意がなければ開発行為はできないので、そこは強い権限である。
- ・ 計画内容だけでなく、資力・信用も審査項目なので、森林法の行政指導中であればそれがきれいになってからと言う話になるのでは。[REDACTED]氏は行政指導を受けていることは言っていなかったなので、その話しはしていないが)



による伊豆山開発の件について

H19.12.5

土地対策室

熱海土木都市計画課

H19.12.4 に土地対策室より打合せをしたいとの連絡があったが、逆に土地対策室に熱海土木に来ていただきたい旨伝えに出向いたところ、土地利用の手続き書類について説明を受けた。土地対策室としては同意等が整ったものを審査しており、それ以前の処理についてはノウハウがないとのことであった。

#### 土地対策室からの説明

- ・ 県土地利用の審査を受けるためには以下のことが必要
  - ・ 国土利用計画への位置づけ
  - ・ 市土地利用委員会の同意
  - ・ 32条協議の同意
  - ・ 森林法の行政指導等が完了していること
- ・ 他の案件と同様に扱う（この案件だけ特別扱いすることはない）
- ・ 河川企画室、砂防室、自然保護室、森林計画室、建築安全推進室にはこの件について説明した。
- ・ 土地利用は行政指導であり、無視することは可能で、法的に止めることはできない。（県土地利用を逃れるため5.0ha未満にしてくるとか無視する等の可能性あり）
- ・ 資力・信用の要件もあるので、今の森林法の行政指導の対応が悪ければマイナス要因となる。
- ・ 県としての法的対応は32条同意と森林法のみ
- ・ 市としての法的対応は開発行為許可
- ・ しかし、開発行為も条件が整えば許可しなければならない。
- ・ 今日の説明で、打合せの目的は達した。

所 長	次 長	技 監 兼 企 画 課 長	総 務 課 長	工 事 課 長	維 持 調 査 課 長	都 市 計 画 課 長	用 地 管 理 課 長	課 僚	担 当

記 録 簿

件 名	逢初川上流開発相談
日 時	平成 20 年 2 月 26 日
発 信 者	■■■■■■■■■■ 氏
受 信 者	■■■■ 工事課 ■■■■ 管理係 ■■■■
内 容	<p>2/26 11:30 頃  ■■■■ 氏来所。  逢初川河川台帳縦横断面図開示。(18 枚)</p> <p>■■■■ 逢初川の開発について 32 条協議を行いたい、追って申請書を提出するので、指導方法を考えておいて欲しい。</p> <p>■■■■ 東部農林事務所の森林法に基づく指導が終わるまでは、同一案件について用地管理課としては相談にのるつもりはない。</p> <p>■■■■ 開発したいのは指導とは別の区域だ。東部農林事務所の指導には従っている。この後また東部農林にいこうところだ。</p> <p>■■■■ 赤根のガードレールについては、3/5 までに必ず修理するので、それまで待つて欲しい。  警察には伝えるが、許可を取るつもりはない。</p> <p>■■■■ 3/5 までに必ず修理してください。警察には事前に指導を受けてください。道路使用許可を取るよという話になると思います。</p>

所 長	次 長	技 監 企 画 査 課	兼 査 画 課 長	総 務 課 長	工 務 課 長	維 持 調 査 課 長	都 市 計 画 課 長	用 地 管 理 課 長	課 僚	担 当

記 録 簿

件 名	逢初川上流開発相談
日 時	平成20年3月3日
発信者	■■■■■■■■■■ 氏
受信者	■■■■■■■■■■
内 容	<p>3/3 15:30 頃 ■■■■ 氏来所。</p> <p>■■■■</p> <p>東部農林事務所と復旧計画について話がついた。今週中に復旧計画書を東部農林に提出する。東部農林は、32条協議は土木事務所と別途行ってもらって構わないとのこと。</p> <p>32条協議を土木事務所に提出したい。</p> <p>熱海市にまちづくり条例の事前協議書を提出するので、土木事務所にも写しを一部提出する。</p> <p>■■■■</p> <p>事前協議書の内容を見てから対応を検討します。</p> <p>■■■■</p> <p>赤根のガードレールを復旧した。 写真を提出する。</p> <p>■■■■</p> <p>現場を確認して、連絡します。</p>

所 長	次 長	技 監 兼 企 画 課 長	総 務 課 長	工 事 課 長	維 持 調 査 課 長	都 市 計 画 課 長	用 地 管 理 課 長	課 僚	担 当

## 記 録 簿

件 名	逢初川上流開発打合
日 時	平成 20 年 8 月 7 日
出席者	用地管理課 [REDACTED] 企画検査課 [REDACTED] 都市計画課 [REDACTED]
内 容	<p>平成 18 年 9 月頃より、[REDACTED] が、逢初川上流域を開発しようとしている。</p> <p>平成 20 年 8 月、[REDACTED] 部長より、市への開発許可申請に先立って、河川管理者に対して都市計画法 32 条協議を行いたい旨の打診があった。事務所内で対応を協議した。</p> <p>[REDACTED] 32 条河川協議について説明。</p> <p>[REDACTED] 第 9 次治水事業 5 カ年計画はいつの計画か？ 平成 9 年度から。</p> <p>[REDACTED] 開発行為の手引（技術基準）の位置づけは？ かなり強い行政指導と考えて欲しい。</p> <p>[REDACTED] 今回の開発では、以下の 2 点が不十分という問題点がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然公園室による環境アセスメントの指導。</li> <li>2 50ha を超える開発行為の雨量想定。</li> </ol> <p>また、河川の水 flow の変更は、認められるのが難しい。</p> <p>[REDACTED] 流下能力は 1/1 ない。調整池で絞れるか否かというところ。 [REDACTED] 流下能力がなく、県での河川改修は不可能である。 事業者は調整池で今よりは流量を減らすと主張している。</p> <p>「問題点」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、 流下能力は 1/1 ないが、流量を従前より減らしたら同意するか？</li> <li>2、 調整池による絞込みの方法を認めるか？</li> <li>3、 県管理河川から市管理河川への流域変更は可能か？</li> <li>4、 県には河川改修の義務がないことの確認。</li> </ol> <p>「事務所方針」</p> <p>県が改修できない河川において、事業者が流量を減らすと主張している。現在より災害の危険が減るならば、やむを得ない。 条件を厳しく付けて、許可すべきか。 他の開発行為への波及が心配である。</p>

所 長	次 長	技 監 企 画 査 査 課 長	兼 査 査 課 長	総 務 課 長	工 事 課 長	維 持 調 査 課 長	都 市 計 画 課 長	用 地 管 理 課 長	課 僚	担 当

## 記 録 簿

件 名	逢初川上流開発打合
日 時	平成20年3月11日
出席者	河川企画室 用地管理課 企画検査課 都市計画課 [Redacted]
内 容	<p>平成18年9月頃より、[Redacted]が、逢初川上流域を開発しようとしている。今後の対応について、本庁河川企画室と打合を行った。</p> <p>[Redacted]</p> <p>今までの経緯について説明。</p> <p>[Redacted]</p> <p>流下能力 1/1~1/50 の場合は、調整池を造ることで開発が可能。これはあくまで 1/50 ない場合の暫定措置である。</p> <p>1/1 ない場合に、調整池を造ることで開発というのはありえない。開発ハンドブック調整池設置基準による。原則以外はないと考えて欲しい。</p> <p>原則以外でというのであれば、河川下流の開発ができない理由・客観的根拠が必要。</p> <p>[Redacted]</p> <p>開発業者は、今よりは川の安全性が増す。負荷が減る。流出量の増加を貯水池で抑えていると主張している。</p> <p>[Redacted]</p> <p>全県的に原則以外は認めていない。本件だけを特別扱いできない。</p> <p>[Redacted]</p> <p>流域変更を認めない法的根拠は？</p> <p>[Redacted]</p> <p>流域変更は他の川の流量を増やす。河川の前提条件が変わる。これは法令以前の問題だ。開発業者の話は、流域がどこになるのか分からない。どこへ流すのか明確でない。</p> <p>逢初川の開発計画は？</p> <p>[Redacted]</p> <p>具体的な改修計画はない。</p> <p>[Redacted]</p> <p>1/1 なければ、1/1 以上に改修させる。改修できないなら、開発できない。</p> <p>業者に手取足取教えることはない。そもそも技術力のないところは開発できない。</p> <p>[Redacted]</p> <p>県の改修責任・義務は？</p> <p>[Redacted]</p> <p>予算の範囲で必要なところから河川改修している。</p> <p>[Redacted]</p> <p>今後の指導としては、開発ハンドブックを提示してください。</p> <p>1/1 に足りないのか？改修方法は？相手から示させる。</p> <p>原則・基準に従う。ただし、言い方に注意。教えるのではなく、審査する。</p> <p>対応は相手の人数以上で。みんなで協力して対応を。その場での返事はしない。</p> <p>3/17 東部農林事務所に確認。 現在、開発面積、復旧計画を提出するように、森林法に基づき行政指導中とのこと。</p>



所 長	次 長	技 監 企 画 課 長	兼 査 査 課 長	総 務 課 長	工 事 課 長	維 持 調 査 課 長	都 市 計 画 課 長	用 地 管 理 課 長	課 僚	担 当

記 録 簿

河川企画室 企画係 課長

件 名	逢初川上流開発相談
日 時	平成 20 年 3 月 18 日
発 信 者	氏
受 信 者	
内 容	

3/18

氏来所。 対応。

都市計画法32条に基づく公共施設管理者協議をしたとのこと。

以下の理由により申請は受理できない旨伝えた。

- 1 提示のあった申請書は、逢初川管理者宛であるという内容が記されていない。
- 2 どの流域に流すのか記されていない。流下能力の確認がされていない。
- 3 東部農林事務所が、申請開発区域内の不法開発に関して森林法に基づき行政指導中である。

内容を確認するため、申請書のコピーを受領した。別添のとおり。

3/19

氏来所。 対応。

熱海市に事前協議書を提出したので、土木事務所にも副本を一部渡すとのこと。

別添のとおり。

都市計画法32条に基づく協議について、申請様式を示して欲しいとのこと。

【今後の方針】

県土地利用委員会の承認を得ないで申請してきた場合は、河川企画室長決裁である。

処理方針について河川企画室と再度協議する。